



佐賀県公報

平成18年
8月28日
(月曜日)
第12798号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止及び変更 (五四二・地域福祉課) 一
- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (五四三・) 一
- 生活保護法に基づく居宅介護を担当させる機関の指定 (五四四・) 一
- 生活保護法に基づく居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定 (五四五・) 三
- 生活保護法に基づく福祉用具の給付を担当させる機関の指定 (五四六・) 三
- 生活保護法に基づく介護予防を担当させる機関の指定 (五四七・) 三
- 生活保護法に基づく介護予防福祉用具の給付を担当させる機関の指定 (五四八・) 五
- 生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の所在地及び名称の変更 (五四九・) 六
- 生活保護法に基づく施設機関の指定 (五五〇・) 六
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (県民協働課) 六
- 監査結果の措置の公表 (公 告) 七

告 示

◎佐賀県告示第五百四十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止及び変更の届出があった。

平成十八年八月二十八日

佐賀県知事 古川 康

一 廃止医療機関

名称	所在地	廃止年月日
高尾醫院	三養基郡基山町大字小倉五〇三番地	平成一八・七・一

二 変更医療機関

名称	所在地	変更年月日
新 医療法人養寿堂まつお内科・眼科	武雄市朝日町大字甘久	平成一八・六・一
旧 まつお内科・消化器科	一八五七番地	

◎佐賀県告示第五百四十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次の医療機関を指定した。

平成十八年八月二十八日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	指定年月日
すむのさと薬局	鳥栖市高田町二〇六番地五	平成一八・七・一
山下至誠堂薬局神田店	唐津市神田二〇六九番地一	"

◎佐賀県告示第五百四十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年八月二十八日

佐賀県知事 古川 康	一 (一) 指定年月日 平成十八年七月一日	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	名称 有限会社栄進堂薬局	所在地 杵島郡白石町遠江百八十七番地十七	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	名称 栄進堂	所在地 杵島郡白石町遠江百八十七番地十七	サービスの種類 福祉用具貸与	二 (一) 指定年月日 平成十八年五月一日	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	名称 株式会社ニチイ学館	所在地 東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	名称 アイリスケアセンター佐賀みなみ	所在地 佐賀市本庄町袋百四十二番地一	サービスの種類 通所介護	三 (一) 指定年月日 平成十八年七月一日	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	名称 株式会社メデカジャパン	所在地 埼玉県鴻巣市天神三丁目六百七十三番地	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	名称 さがケアセンターそよ風	所在地 三養基郡上峰町大字坊所字大塚千五百二十三番地五十三	サービスの種類 通所介護	四 (一) 指定年月日 平成十八年七月一日	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	
	名称 株式会社メデカジャパン	所在地 埼玉県鴻巣市天神三丁目六百七十三番地	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	名称 さがケアセンターそよ風	所在地 三養基郡上峰町大字坊所字大塚千五百二十三番地五十三	サービスの種類 短期入所生活介護	五 (一) 指定年月日 平成十八年八月一日	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	名称 太良町	所在地 藤津郡太良町大字多良一番地六	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	名称 町立太良病院通所リハビリテーション	所在地 藤津郡太良町大字多良千五百二十番地十二	サービスの種類 通所リハビリテーション	六 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	名称 有限会社丸信	所在地 鳥栖市本町一丁目九百十九番地	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	名称 有限会社丸信	所在地 鳥栖市本町一丁目九百十九番地	サービスの種類 福祉用具貸与	七 (一) 指定年月日 平成十八年七月一日	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	名称 有限会社ジョウジマ	所在地 伊万里市二里町八谷搦七百八十一番地一	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 多機能ホーム伊万里
所在地 伊万里市二里町八谷搦七百八十一番地一
サービスの種類 通所介護

●佐賀県告示第五百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年八月二十八日

佐賀県知事 古川 康

一 指定年月日 平成十八年八月一日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人結人

所在地 杵島郡白石町大字廿治千二百五十五番地六

三 事業所の名称及び所在地

名称 ケアプランサービスゆい

所在地 杵島郡白石町大字廿治千二百五十五番地六

●佐賀県告示第五百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための特定福祉用具販売を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年八月二十八日

佐賀県知事 古川 康

一 指定年月日 平成十八年七月一日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社栄進堂薬局

所在地 杵島郡白石町遠江百八十七番地十七
事業所の名称及び所在地
名称 栄進堂
所在地 杵島郡白石町遠江百八十七番地十七

●佐賀県告示第五百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年八月二十八日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十八年七月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社栄進堂薬局

所在地 杵島郡白石町遠江百八十七番地十七

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 栄進堂

所在地 杵島郡白石町遠江百八十七番地十七

サービスの種類 介護予防福祉用具貸与

二 (一) 指定年月日 平成十八年七月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社メデカジャパン

所在地 埼玉県鴻巣市天神三丁目六百七十三番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 さがケアセンターそよ風

所在地 三養基郡上峰町大字坊所字大塚千五百二十三番地五十三

サービスの種類 介護予防通所介護

<p>六 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 医療法人修賢会藤崎病院</p>	<p>五 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 医療法人修賢会藤崎病院</p>	<p>四 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社いずみケアプランサービス</p>	<p>三 (一) 指定年月日 平成十八年七月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 株式会社メデカジャパン</p>
<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 訪問介護サービスのぞみ</p> <p>所在地 唐津市養母田五百五十三番地一</p> <p>サービスの種類 介護予防訪問介護</p>	<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 訪問介護サービスのぞみ</p> <p>所在地 唐津市養母田五百五十三番地一</p> <p>サービスの種類 介護予防訪問入浴介護</p>	<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 介護老人保健施設のぞみ</p> <p>所在地 唐津市養母田五百五十三番地一</p> <p>サービスの種類 介護予防通所リハビリテーション</p>	<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 訪問入浴サービスのぞみ</p> <p>所在地 唐津市養母田五百五十三番地一</p> <p>サービスの種類 介護予防訪問入浴介護</p>

<p>十三 (一) 所在地 伊万里市二里町八谷搦七百八十一番地一 サービスの種類 介護予防通所介護 指定年月日 平成十八年四月一日</p>	<p>所在地 唐津市佐志千百五十六番地二十六 サービスの種類 介護予防認知症対応型共同生活介護</p> <p>十 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社ハート</p> <p>所在地 唐津市佐志千百五十六番地二十六</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 デイサービス野々庵</p> <p>所在地 唐津市浜玉町東山田二千八十四番地一 サービスの種類 介護予防通所介護</p> <p>十一 (一) 指定年月日 平成十八年六月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社サンライズ</p> <p>所在地 佐賀市神野東三丁目三番六号</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 デイサービスサンライズ</p> <p>所在地 佐賀市神野東三丁目三番六号 サービスの種類 介護予防通所介護</p> <p>十二 (一) 指定年月日 平成十八年七月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社ジョウジマ</p> <p>所在地 伊万里市二里町八谷搦七百八十一番地一</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 多機能ホーム伊万里</p> <p>所在地 伊万里市二里町八谷搦七百八十一番地一 サービスの種類 介護予防通所介護</p>
<p>●佐賀県告示第五百四十八号 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための特定介護予防福祉用具販売を担当させる</p>	<p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 医療法人幸善会</p> <p>所在地 伊万里市伊万里町甲三百四十三番地</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 前田病院分院</p> <p>所在地 伊万里市立花町二千七百四十二番地 サービスの種類 介護予防短期入所療養介護</p> <p>十四 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社トウワンケア</p> <p>所在地 嬉野市塩田町大字久間乙三千十四番地十二</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 有限会社トウワンケア</p> <p>所在地 嬉野市塩田町大字久間乙三千十四番地十二 サービスの種類 介護予防福祉用具貸与</p> <p>十五 (一) 指定年月日 平成十八年六月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 特定非営利活動法人余暇センターきたじま</p> <p>所在地 鹿島市大字高津原千九十三番地</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 NPO法人余暇センターきたじま宅老所鹿城デイサービス</p> <p>所在地 鹿島市大字高津原千九十三番地 サービスの種類 介護予防通所介護</p>

機関を次のとおり指定した。

平成十八年八月二十八日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十八年七月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社栄進堂薬局

所在地 杵島郡白石町遠江百八十七番地十七

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 栄進堂

所在地 杵島郡白石町遠江百八十七番地十七

二 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社トゥワンケア

所在地 嬉野市塩田町大字久間乙三千四十七番地十二

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 有限会社トゥワンケア

所在地 嬉野市塩田町大字久間乙三千四十七番地十二

◎佐賀県告示第五百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成十八年八月二十八日

佐賀県知事 古川 康

名称		所在地		変更年月日
アイリスケアセンター佐賀みなみ	新	新	佐賀市本庄町袋一四二番地	平成一八・五・一
	旧	旧	佐賀市本庄町袋二八九番地八	
アイリスケアセンター佐賀みなみ	新	佐賀市本庄町袋一四二番地一		
アイリスケアセンターさが	旧	佐賀市鍋島三丁目一四番二八号		

◎佐賀県告示第五百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当する機関として、次の施術機関を指定した。

平成十八年八月二十八日

佐賀県知事 古川 康

施術機関名	所在地	指定年月日
周防灘整骨院	伊万里市南波多町小麦原二〇九番地二	平成一八・七・一〇
自然道整骨院	佐賀郡川副町鹿江八四一番地二	平成一八・八・四

○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年10月16日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

<p>平成18年8月28日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p> <p>1 申請のあった年月日 平成18年8月14日</p> <p>2 申請に係る特定非営利活動法人</p> <p>(1) 名称 特定非営利活動法人扇子</p> <p>(2) 代表者の氏名 岸川 美佳</p> <p>(3) 主たる事務所の所在地 佐賀県杵島郡江北町大字上小田1607番地36</p> <p>(4) 定款に記載された目的</p> <p>この法人は、地域住民及び老人などに対して、生活環境に即し、より健全な社会生活の維持、向上を目指し、福祉全般の支援活動に関する事業を行い、多面的福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>○ 資料請求の概要</p> <p>平成18年6月14日付け佐賀県公報号外で公告した定期監査の結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。</p> <p>平成18年8月28日</p> <p>佐賀県監査委員 中村 孝 同 松尾 隼雄 同 吉田 欣也 同 堀田 一治</p> <p>監査対象機関 いますみ荘</p> <p>監査執行年月日 平成18年2月9日</p>	<p>(監査の結果) 県の歳入として収入されていないものがあった。 杵藤広域圏老人ホーム協議会解散精算金 157,204円 献体啓蒙謝金(4件) 250,000円</p> <p>監査対象機関 九千部学園</p> <p>監査執行年月日 平成18年2月14日</p> <p>(監査の結果) 県の歳入として収入されていないものがあった。 大学生等実習受入に伴う受託費 (平成16～17年度分) 383,800円</p> <p>監査対象機関 鳥栖土木事務所</p> <p>監査執行年月日 平成18年3月16日</p> <p>(監査の結果) 支出負担行為で遅延しているものがあった。</p> <p>事業名 久留米基山筑紫野線地方道路交付金事業に伴う土地賃貸借契約</p> <p>契約日 平成17年4月1日</p> <p>契約期間 平成17年4月1日 ～平成17年12月31日</p> <p>支出負担行為月 平成17年7月</p> <p>契約額 5,630,632円 (契約の相手方9名)</p> <p>監査対象機関 鳥栖土木事務所</p> <p>監査執行年月日 平成18年3月16日</p> <p>(監査の結果) 支出負担行為で遅延しているものがあった。</p> <p>事業名 神埼北茂安線地域振興</p> <p>(措置の内容) 当該収入金については、平成17年度中に精算済み。 今後は、県費として収入すべきものは、県の歳入として収入することを徹底し、適切な会計事務の執行に務める。</p> <p>(措置の内容) 当該受託費については、平成17年度中に精算済み。 今後は、受託契約を締結のうえ、県の歳入として収入し、適切な会計事務の執行に務める。</p> <p>(措置の内容) 契約事務の迅速化を職員に徹底させ、平成18年度は、早期事務処理に努めている。</p>
--	--

特別道路整備事業埋蔵文化財発掘調査委託	今後は、適正な事務の執行に努める。
契約日 平成16年6月28日	
契約期間 平成16年6月28日～平成17年2月28日	
支出負担行為月 平成17年3月	
契約額 3,248,000円	

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
 申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年八月二十八日印刷及び発行
 発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
 印刷所 株式会社古川総合印刷